

野田市手数料条例の一部を改正する
条例をここに公布する。

令和6年12月18日

野田市長 鈴木 有

野田市条例第30号

野田市手数料条例の一部を改正する条例

野田市手数料条例（昭和51年野田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表の6の3の項及び4の項中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改め、同表の6の5の項中「第18条第19項」を「第18条第28項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。